

地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
平成29年度決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

◎ 平成29年度決算

【歳 入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 331,955 千円

【歳 出】 社会保障施策に要する経費(一般財源) 3,385,780 千円

(歳出の内訳)

(単位:千円)

項 目	決算額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県支出金	その他特定財源	一般財源
1 医療	1,866,384	58,603	423,265	10,489	1,374,027
2 介護・高齢者福祉	698,404	7,138	157	5,916	685,193
3 子ども・子育て	1,496,912	524,030	144,255	116,402	712,225
4 障害者福祉	822,334	388,327	194,527	0	239,480
5 貧困・格差対策	554,811	313,901	7,098	0	233,812
6 その他	141,365	0	322	0	141,043
合 計	5,580,210	1,291,999	769,624	132,807	3,385,780

<用語説明>

- 国庫支出金
国が特定の事業に対し、地方公共団体に交付する給付金。
- 県支出金
県が特定の事業に対し、市町村に交付する給付金。
- その他特定財源
用途が特定されている財源のうち、国庫支出金、県支出金を除いたもの。
負担金、手数料など。
- 一般財源
用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。